

東京都の取り組み

1. 保管事業者への指導の実施状況

○8条の届出関係

- ・東京都では、PCBによる環境リスクの未然防止の観点から「東京都 PCB 適正管理指導要綱」に基づき保管届の他、使用届の提出も求めている。

○立入検査の実施状況

- ・年間 300 件余の立入指導を実施。保管状況の確認・指導、微量に関する周知の他、保管届の誤記載の訂正も行っている。

○他部局との連携（建築関係部署など）

- ・不適正処分を防止するため、解体工事届出と PCB 保管状況のデータを照合し、連携した指導を行う。

○その他適正な保管に対する取り組み

- ・不適正処理の防止と災害時対応のためステッカーを配布する。
- ・微量 PCB 機器について、分析費補助の継続と処分費の一部助成を実施する。

2. 不適正処理の事例

- ・保管していた PCB 廃棄物を、什器類と一緒に誤って産廃業者に搬出し、そのままプレス処理された。プレス処理現場の除染を行い、全ての間接処分業者（339 社）に「重電機器等の処分の受託について」の通知文を送付し、PCB の不含有証明や分析結果書の確認を周知した。

3. 未届出者の掘起こし（使用中機器の対策）

- ・経済産業省の電気関係報告の情報を東京都の台帳に追加し、保管届、使用届の提出を求めている。
- ・電気保安協会、電気管理技術者協会や保管事業者に対し説明会を実施した他、商工会議所、商工会などの団体へ会員向けに周知を依頼した。

東京都から国への要望

1. 高濃度

○安定器

- ・東京事業所における安定器処理が不可能な場合、JESCO 全体での安定器の処理態勢を確立されたい。
- ・国は、安定器を分解することに対し望ましくないと見解を示している。一方、保管事業者の保管場所において分解を行う事業者が多くなっている。飛散、揮散による環境リスクと作業者の健康リスクの観点から、設備等の条件整備を検討されたい。

2. 微量

○微量 PCB 含有機器保有者の特定

- ・微量 PCB 含有機器は、分析を実施し含有を確認することで特定できる。自治体では、微量 PCB 含有の可能性のある機器の使用者を把握できず苦慮している。一方、経済産業省は電気事業法の電気関係報告規則における届出により、使用中の微量 PCB 含有の可能性のある機器を把握している。したがって、使用中のトランスなど分析可能なものについては、電気事業法の中で分析を義務付けるなど保有者を特定し、また、コンデンサなど使用中に分析不可能なものについては、年式による区別などにより保有者を特定し、使用中の PCB 含有機器が通常産廃物として処分されることを防ぐため、自治体に情報提供されたい。

○処理費用の補助

- ・グリーンニューディール事業には、2年を過ぎて継続しているものもある。微量 PCB 含有機器を特定するための分析費用の補助についても再度創設されたい。

○無害化処理認定施設の拡充など

- ・無害化処理認定施設が拡充されつつあるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が少ない。保管者の負担軽減のために、容器処理も含めた無害化処理認定施設を拡充されたい。また、容器処理のための様々な方式の無害化処理認定施設を検討されたい。
- ・機器の使用中に絶縁油を入れ替えることで、PCB 廃棄物となる機器の数

を削減できる可能性のある課電自然循環洗浄を確立し、保有者の処理の負担を軽減されたい。

- ・無害化処理認定施設における設備の修繕などの維持管理について、マニュアルを作成し、安全な施設管理を指導されたい。

3. その他

○PCB 廃棄物処理基金制度の弾力的な運用

- ・倒産や事業廃止等により処理費用の捻出が困難な者への更なる救済措置やマンション管理組合等を補助対象者に拡大するなど、PCB 廃棄物処理基金制度の弾力的な運用を図られたい。

○特措法期限の対策

- ・PCB 含有機器の処理が特措法の期限内に終了するために、使用中の機器について、使用期限を定めるなど扱いを明確にされたい。